

住民異動の手続きはお早めに

入学、就職、転勤などで引越される方は住民異動の手続きが必要になります

住民異動届の届出人は

異動する本人か世帯主が届出人になります。
(本人・世帯主が、都合で届け出できない場合は、その世帯の同居人でも届け出できます。)

しかし、世帯を同じくする世帯人以外および世帯分離している方が代理で届け出する場合は、本人または世帯主が書いた「委任状」が必要です。

届出に本人確認書類が必要

届出人の本人確認がで

るもの(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなどの顔写真を貼った官公署発行の証明書など)が必要です。

住民異動届の受付時間

住民異動届の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです(祝日を除く)。

※ご注意ください

土・日曜日は住民異動届を受け付けていません。

こんなとき	届出書に必要なもの	届出の期限
市内に転入したとき ↓ 転入届	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 転出証明書(前住所地で交付) 国民年金手帳(加入者のみ) 後期高齢者医療負担区分等証明書または広域内異動連絡票(該当者のみ・前住所地で交付) 介護保険受給資格証明書(受給者のみ・前住所地で交付) 小中学生の子どもがいる場合は在学証明書(前学校で交付) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 住民基本台帳カード(該当者のみ) 	転入した日から 14日以内
市外に転出するとき ↓ 転出届	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 転出先の住所・世帯主 印鑑登録証(登録者のみ) 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) 国民健康保険高齢受給者証(該当者のみ) 後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ) 乳幼児またはひとり親家庭医療受給者証(受給者のみ) 介護保険被保険者証(受給者のみ) 重度心身障害者医療費受給者証(受給者のみ) 自立支援医療受給者証 住民基本台帳カード(該当者のみ) 	転出する 14日前から 転出後 14日以内
市内で住所を変更したとき ↓ 転居届	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) 国民健康保険高齢受給者証(該当者のみ) 後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ) 乳幼児またはひとり親家庭医療受給者証(受給者のみ) 介護保険被保険者証(受給者のみ) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 重度心身障害者医療費受給者証(受給者のみ) 自立支援医療受給者証 住民基本台帳カード(該当者のみ) 	転居した日から 14日以内
世帯主が変わったとき ↓ 世帯主変更届	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の印鑑 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) 国民健康保険高齢受給者証(該当者のみ) 	変更した日から 14日以内

住民票・戸籍謄本・印鑑証明書を必要とされる方へ

- 土曜日や日曜日でも交付請求できます
仕事の都合で平日来られない方は本庁の市民課をご利用ください。
- 平日は午後7時まで利用できます
本庁市民課は月曜日から金曜日まで。各行政局は毎週木曜日。
- 市内のどの窓口でも交付請求できます
市内に住民票・本籍がある方は町村合併により、どの窓口でも利用できます。

窓口	電話番号	月	火	水	木	金	土	日	
本庁市民部 市民課	82-1112	午前8時30分～午後7時					午前8時30分 ～午後5時15分		
滝根行政局 市民課 大越行政局 市民課 都路行政局 市民課 常葉行政局 市民課	78-1202 79-2112 75-2113 77-2112	午前8時30分～午後5時15分			午前8時30分 ～午後7時	午前8時30分 ～午後5時15分			
各出張所	※下記をご覧ください	午前8時30分～午後5時15分							

※文珠出張所 ☎82-1522、美山出張所 ☎82-1515、瀬川出張所 ☎84-2111、移出出張所 ☎86-2111、芦沢出張所 ☎82-1520、七郷出張所 ☎85-2111、要田出張所 ☎62-2563

- 祝日は窓口を開設していませんので、ご注意ください(土・日曜日は祝日も開設します)
- 代理人による交付申請では、委任状が必要な場合があります。

印鑑登録をされる方へ

- 印鑑登録者ご本人による申請の場合
 - ①身分証明書(運転免許証等の顔写真付き)と登録印鑑を持参して登録
 - ②運転免許証等の顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方は、次の方法により登録者本人と確認・市役所職員の面談で登録者ご本人を確認できる場合
・市に住所があり、印鑑登録を受けている方が実印を持参し、保証人になる場合
 - ③上記の事項に該当しない場合は、郵便での照会書で本人確認になるため、申請当日の印鑑登録はできません。

●代理人による申請の場合

申請するご本人が病気その他やむを得ない理由により、窓口に来られない場合は、代理人による申請をすることができます。
ただし、印鑑登録の重要性と印鑑の不正使用を未然に防止するため、登録者ご自身の意思を確認する必要がありますので、次の方法で申請をします。

- ①「代理人選任届」を添えて、代理人が印鑑登録申請をします。
- ② 郵便で「照会書」を送付します。
- ③「照会書」が届きましたら、登録者ご自身が「回答書」に記入して、代理人が「回答書」を持参し登録します。

※登録申請者が手足の不自由等の理由で「代理人選任届」などが自署できない場合は、「申立書」を代理人に作成していただきます。

●問い合わせ 市民部 市民課、各行政局 市民課